

第2節 項目別審査要領

第1 敷地内の消防用活動空地等

都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく、開発行為の許可に係るものに必要な消防水利及び消防活動用地の確保については「筑紫野太宰府消防組合消防本部開発行為等に伴う消防施設に関する規程」（平成21年告示第1号。以下「開発告示」という。）及び「筑紫野太宰府消防組合消防本部開発行為等に伴う消防施設に関する要綱」（平成22年要綱第1号。以下「開発要綱」という。）によるほか、次に掲げる基準によること。（詳細については、本部警防課と調整すること。）

1 消防水利施設（開発告示第4条第1号関係）

- (1) 開発要綱第4条第1項第3号のとおり、消防法施行令第27条の消防用水に関する基準により設置された消防用水は、開発行為等に係る有効な消防水利施設となる。
- (2) 消防用水については、「各論18消防用水」及び「平成22年2月25日付21筑太消本予第1013号「消防用水」に関する運用基準の策定について」によること。

2 消防用活動空地適用除外（開発告示第4条第3号ア関係）

- (1) 開発告示第4条第3号アの「二方向避難が有効に確保されているもの」とは、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号。以下「省令40号」という。）第2条第8号「二方向避難型特定共同住宅等」の規定を準用する。

○省令40号第2条第8号「二方向避難型特定共同住宅」

特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも1以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる2以上の異なった避難経路を確保している特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。

- (2) 前（1）において二方向避難を確保するために設置する避難器具については、開発要綱第8条第2項第1号のとおり、消防隊が進入できるもの（下蓋操作が可能な避難器具）とし、技術上の基準は、各論16避難器具によること。
- (3) 前（1）において二方向避難を確保するために設置する避難器具については、「筑紫野太宰府消防組合消防本部建築物同意等事務取扱規程」（平成13年訓令第8号。以下「同意事務取扱規程」という。）第10条及び「筑紫野太宰府消防組合消防本部建築物同意等事務取扱要綱」（平成13年要綱第3号。以下「同意事務取扱要綱」という。）第6条を準用し、工事整備対象設備等着工届出書を求めることとする。
- (4) 前（3）で工事整備対象設備等着工届出書を求めた設備について、設置完了後は、同意事務取扱規程第11条及び同意事務取扱要綱第7条を準用し、消防用設備等設置届出書の提出を求めることとする。

3 建築確認申請時における確認（開発要綱第11条関係）

- (1) 本部予防課及び署警備第1係は、地上階3階以上の特殊建築物の建築同意申請がされたときは本部警防課に関係書類を提出し、消防法施行令第27条の基準により消防用水の設置が必要な特殊建築物の建築確認が申請されたときは、本部警防課と協議しなければならない。
- (2) 前(1)の関係書類の提出及び協議の方法は、「筑紫野太宰府消防組合文書等管理規程」(平成17年訓令第2号)第2条第13号の供覧によること。
- (3) 前(2)の供覧は、同意事務取扱規程第5条(申請書の審査等)、第10条(着工届出書)、第11条(設置届出書)、第12条(中間検査の実施)、第13条(完了検査の実施)及び第14条(検査済証の交付)並びに同意事務取扱要綱第4条(事前相談に伴う処理)の規定による決裁時に適用する。